

令和7年3月11日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

対馬市長 比田勝 尚喜

市町村名 (市町村コード)	対馬市 (42209)
地域名 (地域内農業集落名)	廻地区 (廻集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月28日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・地区内において農地バンクを活用した集積は進んでいるが十分ではない。また、中心経営体及び集落営農組織の会員も高齢のため、作業・機械の効率化が必要である。
- ・「5年水張りルール」により、現在、廻機械利用組合が農地中間管理事業で契約している農地を現状のまま維持できるかが課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・かんしょ(自家消費用、せんだんご用)、ミニトマト、ジャンボインゲン(農協・直売所出荷)、露地野菜(自家消費用、一部農協・直売所出荷)が主であり、現時点での生産量を今後も維持していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	23 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	23 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。
保全・管理等が行われる区域については、具体的な取り組みが計画された場合に設定していく。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

引き続き、農地バンクを通じて、担い手を中心に集積・集約化を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

他からの確保よりは、まずは地域内での経営体の活性化を図りたい。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシ、シカの防護柵(ワイヤーメッシュ柵)を設置しているが、適正な管理が不十分であるため、地区内を定期的に見回り、被害を減らしていく。